

2018年11月



葵総合経営センターだより

特集

年末調整の概要と
平成30年分の変更点

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012
名古屋市中区千代田三丁目14番22号
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816
E-Mail aoi@aoi-cms.com
URL <http://www.aoi-cms.com/>



「錦秋の装い」
上平医院
上平知子様
撮影

目次

- | | | | |
|---|--------------------------|----|-------------------|
| 2 | 消費税増税と税務行政の今後 | 7 | 働き方改革と「RPA」 |
| 3 | 社会保険 二以上事業所勤務者 | 8 | 民法改正（7）売買契約のトラブル |
| 4 | 年末調整の概要と
平成30年分の変更点 | 9 | （随想）気候変動と民主主義の後退 |
| 6 | プロ野球大好き医師採用と
ZOZOTOWN | 10 | 秋の康友会行事「秋の高山祭への旅」 |
| | | 11 | 康友会ゴルフ・税務労務 |
| | | 12 | ご案内 |

No.572

消費税増税と税務行政の今後

センター代表 杉浦 康晴

安倍首相は10月15日の臨時閣議で、2019年10月に消費税率を予定通り8%から10%へ引き上げる方針を表明しました。

「あらゆる政策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応する」と述べ、影響を緩和するための対策を関係閣僚に指示しました。また、首相は臨時閣議で「引き上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講じる」と強調しており、中小小売店での商品購入時にクレジットカードなどキャッシュレス決済を使った消費者にポイントを還元するほか、自動車などの大型耐久消費財の購入者の負担を減らすような税制・予算措置を講じる考えを示しました。

まず、この目玉の「2%のポイント還元」は中小の小売店に限って、クレジットカードなどを使ってキャッシュレス決済で商品を買ったと、店が増税分の2%をポイントで還元して、その分を政府が補助するという案です。政府は、小売店が決済に必要な端末を導入する費用や、カード会社などの決済事業者がポイントを還元するのにかかる費用を補助する方向ですが、還元を受けるにはクレジットカードやスマートフォンなどを持っていることが前提で、高齢者や低所得者らが恩恵を受けにくいとの指摘が出ています。

一方、中小小売店も端末の導入費だけでなく、決済ごとにカード会社などに払う手数料などの負担が新たに生じるため、商品券や現金を配る案も政権内で浮上してきたところで

す。自動車では、車の保有にかかる税の軽減が検討されており、住宅では、住宅ローン減税や給付金制度の拡充などが想定されています。さらに酒類を除く食料品や飲み物については、税率を8%に据え置く軽減税率も導入予定です。テレビや新聞ではこの消費税軽減税率についてどういったものが税率8%になるのかなど具体的に紹介していますので、何となく複雑になるような感覚をお持ちの方も多いのではないでしょうか。来年10月の導入まで1年を切っておりますので実務対応の準備が急がれます。前回のセンターだよりも請求書等の交付についてや経理処理について簡単に説明させていただいておりますが、今後の具体的な対応については各担当者にお問い合わせください。

また、2020年からの大企業の電子申告義務化や2019年からスマホで確定申告が可能になるなど、税務申告のICT化も進んでいます。また年末調整手続きの電子化のための法令改正がなされたりと申告環境の整備等税務行政を取り巻く環境が急激に大きく変化していく中で、我々も今後の対応については納税者の皆様方のご理解とご信頼を得て国税庁がイメージする「納税者の利便性の向上」「スムーズ・スピーディ」な対応に努めてまいりたいと思います。

社会保険 二以上事業所勤務者

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

2つ以上の事業所に勤務する人、又は複数法人の代表者の人は、それぞれの事業所で適用条件を満たしている場合は、条件を満たす全ての事業所で社会保険に加入することになります。

1. 社会保険に加入する労働者の適用条件（事業所の規模により異なります）

- ① 常時被保険者数が501人以上の事業所の場合（特定適用事業所といいます）
 - ・週の所定労働時間数が20時間以上であり、給料の月額が88,000円以上の人
- ② 上記の①以外の事業所の場合
 - ・正職員（同一事業所の常勤職員）の3/4以上の勤務時間数と日数を働く人（目安）

2. ダブルワーク労働者の社会保険加入について

平成28年10月に年金関連法の改正があり、加入条件の適用拡大により上記①の制度が施行され、この改正により複数の勤務先を掛け持ちして働くパートタイマー等が、各勤務先での加入条件を満たすケースが増えています（勤務先の規模と時間数等によります）。

例として、勤務先がいずれも上記①の特定適用事業所で、各事業所での勤務が週20時間以上の勤務であり、各事業所からの給料が月額88,000円以上の方は、2つの事業所で加入手続きをとります。これは「二以上事業所勤務の保険取得者」に該当する例です。

ダブルワークの人のなかでも、勤務先の時間数などにより、片方での加入が必要な場合や、両方ともに加入手続きが不要（保険加入できない）場合があります。

3. 法人の役員の世界保険加入について

法人役員の場合は、一般労働者とは違い勤務時間・日数に関係なく、その法人の「事業運営に大きな役割を果たしているか否か」により社会保険の加入義務があるかどうかを判断されます。はっきりしていることは、役員のうち「代表取締役」の職に就いている人は、当然保険加入者となります。なかには複数の法人で代表取締役の職に就いている人がいますが、その人は法人ごとに保険加入をする必要が有ります。法人の代表者は非常勤という扱いで加入対象外にはなりません。但し、役員報酬が0円の代表者は保険料を算定する報酬が無いため加入はありません。代表者以外の非常勤の役員は、報酬の発生があっても通常は加入対象外となります。

4. 2つ以上の事業所での保険取得手続きと保険料負担額について

保険加入は既に他の事業所で加入している場合でも、新たに「被保険者資格取得届」の提出が必要です。ただし「健康保険証」は2つ持つということにはなりませんので、取得届の際に「所属選択・二以上事業所勤務届」を併せて提出することにより、主たる勤務先として選択した事業所の保険証を持つこととなります。保険料負担額は、取得先毎の給料の合算により「標準報酬月額表」に基き保険料が決まり、各事業所の給料の額の割合により按分されます。

年末調整の概要と平成30年分の変更点

葵総合税理士法人 税務会計部 柳町 明子

◎年末調整とは

給与の支払者は、毎月（毎日）の給与の支払の際に所定の源泉徴収税額表によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

この一致しない理由は、

- (1) 源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られていますが、実際は年の中で給与の額に変動があること。
- (2) 年の中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと。
- (3) 生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていること。

などがあげられます。

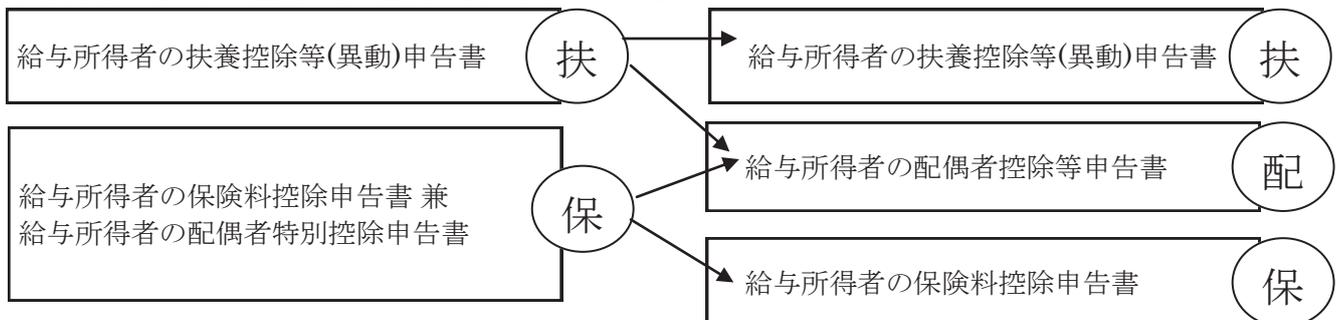
このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

年末調整の対象となる人（主な例）	年末調整の対象とならない人（主な例）
<ul style="list-style-type: none"> ・1年間勤務している人 ・途中入社で年末まで勤務している人 ・退職者のうち、一定の要件(※1)の人 ・年の途中で非居住者となった人 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与収入が2000万円を超える人 ・2か所給与の人で、扶養控除申告書を提出していない人 ・災害減免法により徴収猶予を受けている人 ・同一雇用主に継続雇用されない日雇い労働者 ・非居住者

- ※1
- ①死亡により退職した人
 - ②著しい心身の障害のため退職した人で、その年中に再就職ができないと見込まれる人
 - ③12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
 - ④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下で、退職後本年中に他の勤務先から給与を受けることがない見込みの人

◎2018(平成30)年分からの変更点

(1) 申告書の様式が2種類から3種類に改められました。



(詳細については、センターだより2017年11月号をご参照ください。)

<http://www.aoi-cms.com/category/info/sentertayori/>

(2) 配偶者控除の適用を受けるためには【マル配】の提出が必要になりました。

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書【マル扶】」の『源泉控除対象配偶者』欄への記載の有無にかかわらず、「給与所得者の配偶者控除等申告書【マル配】」を提出する必要があります。

なお、配偶者控除と配偶者特別控除の主な変更点は次のとおりです。

	主な変更点
配偶者控除	給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。
配偶者特別控除	対象となる配偶者の合計所得金額は38万円超123万円以下とされました。

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所請税務署長 給与の支払者の名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名
 給与の支払者の法人番号 ① あなたの住所又は居所
① この所請書の提出は専ら給与所得者の支払者(会社)によるものであり、支払者(会社)が提出する。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 円 利率定 900万円以下(A) 900万円超950万円以下(B) 950万円超1,000万円以下(C) 区分 1

配偶者 (氏名) ②
② あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。合計所得金額の見積額の対象に当たっては、下表「合計所得金額の見積額」の計算方法に留意してください。

※ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ※ 【マル配】

配偶者控除の適用対象者の場合も、配偶者特別控除の適用対象者の場合でも、【マル配】の提出が必要となります。

また、控除対象となる配偶者の所得だけでなく、従業員（給与所得者）本人の所得も、所得の内訳も含めて詳細に記載しなければならなくなりました。これは、本人の所得に応じて、所得控除の額が異なることになったためです。

区分	③(4)の見積額を参照してください。									
	38万円以下	38万円超36万円以下	36万円超31万円以下	31万円超26万円以下	26万円超21万円以下	21万円超16万円以下	16万円超11万円以下	11万円超6万円以下	6万円超2万円以下	2万円以下
A	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
B	320,000円	260,000円	240,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円	
C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円

配偶者控除の額 円
 配偶者特別控除の額 円

配

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明を必ず読みください。

平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書

所請税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ① あなたの住所又は居所
 給与の支払者の法人番号 ② あなたの氏名
① この所請書の提出は専ら給与所得者の支払者(会社)によるものであり、支払者(会社)が提出する。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 円 利率定 900万円以下(A) 900万円超950万円以下(B) 950万円超1,000万円以下(C) 区分 1

国民年金 国民健康保険 国民年金基金の保険料 国民年金基金の保険料
 生命保険料 地震保険料 生命保険料控除 地震保険料控除
③ 生命保険料控除の額は、生命保険料控除の適用対象者の場合も、配偶者特別控除の適用対象者の場合でも、【マル保】の提出が必要となります。

※ 給与所得者の保険料控除申告書 ※ 【マル保】

生命保険料や地震保険料、あるいは途中入社で入社前に自分で国民年金や国民健康保険の保険料等を支払っていた場合は、【マル保】の提出が必要です。

なお、保険会社等から送付される証明書等が必要になります。

保

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明を必ず読みください。

不明な点がございましたら、各担当者までご連絡ください。 <参考資料：国税庁ホームページ>

プロ野球大好き医師採用とZOZOTOWN

(株)葵経営コンサルタンツ 中島 和人

いくつかの興味深い記事を見つけましたので、ご紹介致します。

最初は「プロ野球大好き医師情熱採用」という斬新な医師採用の事例※¹です。現在中小病院の多くは医師不足に悩んでおり、採用広告に頼りますが、一般的な医師の採用広告では、「やりがい」や「技術向上」またはワークライフバランス重視を謳うことが正攻法です。今回の事例はそうでなく入職の特典として「病院が所有する球場の年間予約席を優先的に使用可能」や「クライマックス・日本シリーズ特別休暇」などをアピールして野球好きな医師の関心を得ようとする内容です。問い合わせさえあれば自院の良さを分かってもらえる自信があっても、正攻法では他院と差別化ができず選ばれない。そこで受け手の「注意」と「関心」をいかに喚起させるかを重視しそれをねらった方策です。結果は数件の問い合わせがあったとのこと。

次は“ZOZOTOWN”を運営する(株)ZOZOの事例です。多くの企業では「成果主義」や「個人目標評価制度」といった評価制度を導入し、いかに個人の成果を適切に評価し給与に反映させるかに高い関心があります。しかし同社には**人事考課がありません**。基本給は**全社員が同じ金額**で、役職に応じて役職給がつくという給与体系であり、**ボーナスも全員同額**で、勤続年数や成果に関係なく均等に支給しているとのこと。このような給与制度を築いた理由は、事業内容が単一であり、

所属社員が同じ事業に従事する場合、個々人が目標設定し達成度合で評価され差がつく制度は、必ずしも事業を成長させるわけではなく、全員で勝ち取った成果を全員で分け合うというシンプルな制度のほうが成果を目指す意識を高めやすくなり、事業の成長につながるとの考えがあるからとのこと。※²

最後は、極端な事例ですが孫正義氏の実弟の孫泰蔵氏が代表を務める、「ミスルトル」というベンチャー支援を業務とする会社です。この会社では**物理的なオフィスを廃止し、社員も雇用するのではなく「心理的安全性」**は担保しますが、個人が得意でやりたいプロジェクトと、会社が求める役割が一致したら、そのつど契約関係を結ぶという対等な契約関係に将来は移行しようとして考えています※³。孫氏は「そもそもオフィスはなぜ必要なのか。」「社員と会社にとって最も効果的な関係は何か」についてゼロベースで考えた結果、結論づいたと述べています。※³

この事例ほど極端ではありませんが、先の2つの事例も**目的志向であり、既成概念に囚われないゼロベースからの発想**という点では同様です。孫氏曰く「何事も思考停止に陥っては終わり。常に問いを立て直す意識がないと、会社も淘汰されていく時代なのです。」
嘸み締めるべき言葉と思います。

※¹ 日経ヘルスケア2018 8月号 総合経営医Dr.ハイの「院長ちょっと待って!」

※² ZOZOが本社を幕張に置く理由、強さを支える「人事戦略」の秘密 <https://diamond.jp/articles/-/179099>

※³ 会社とは何のためにあるのか <https://diamond.jp/articles/-/176978>